

## 指導者が想定した線引き箇所とその理由に関する資料

岩手県立一関工業高校  
篠原 信孝

今回の曖昧事例の実践は、工業技術基礎のものづくり実習の中で行いました。シャーシ部アルミ板への穴あけ作業からの発展学習と位置づけ、自分達が穴あけ作業したものを子供向け玩具のひも通し（アルミ製）と想定し、実際にその製品が商品となり流通した場合、製造者として果たすべき責任を考えてもらいました。

### ◎製造物責任法（PL法）

製造者が作った製品を商品として出荷する場合、責任が発生する。そのこと自体は生徒も認識していると考えられるが、法律で定められていることや、どういうケースで、どの範囲まで適用される可能性があるのか？までは認識していないと思われるので、今回の事例を実践することで製造者としての責任を考える機会としたい。

### ◎曖昧事例の実践と線引きについて

今回は生徒の考えを客観的に引き出す方法として「ひも通しを商品として出荷した場合、誤った使い方をされない為の指示・警告をどこまでするか？」の想定を用いました。

電気科1年 3班 10名 全員個別に考えてもらうこととし、A～Eの指示・警告を必要度の高いものから低いものに並べかえさせ、指示・警告として必要、不必要の境界に線を引いてもらう。

- A：鑑賞以外の目的に使用してはいけない。
- B：必ず20歳以上の大人の監視のもとで使用して下さい。
- C：30cm以下のひもを通す以外に使用してはいけない。
- D：6歳以下の子供1人で使用してはいけない。
- E：ひもを通す以外に使用してはいけない。

商品を出荷する責任として、顧客にケガや事故による不利益を与えてはいけないこと。また、指示・警告が行き過ぎて商品（玩具）として本来の存在価値を損なわないことが求められるので、特に線引きでは迷いや葛藤が生ずることになるが、考え抜き、一定の結論を出すことで製造者として果たすべき責任をより深く捉えられると考えている。

## 実践結果と分析

岩手県立一関工業高校  
篠原 信孝

### ◎曖昧事例の実践と線引きの結果と分析

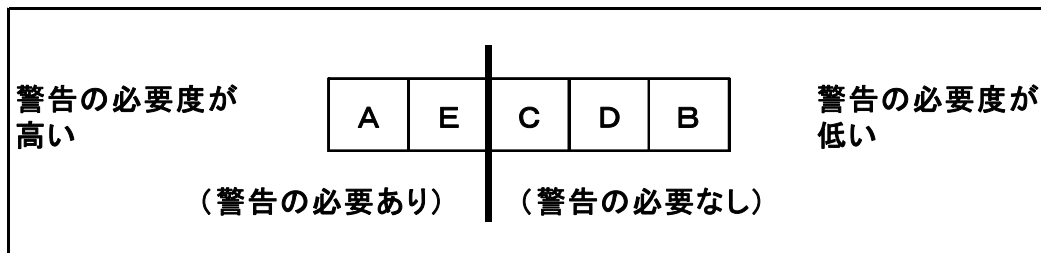
電気科1年 3班 10名 全員個別に考えてもらった結果は、事前に生徒間で相談する時間が少しあったこともあり、以下の2パターンとなった。

(※実際の商品において、指示・警告は玩具としての使用に限定しているだけである。)

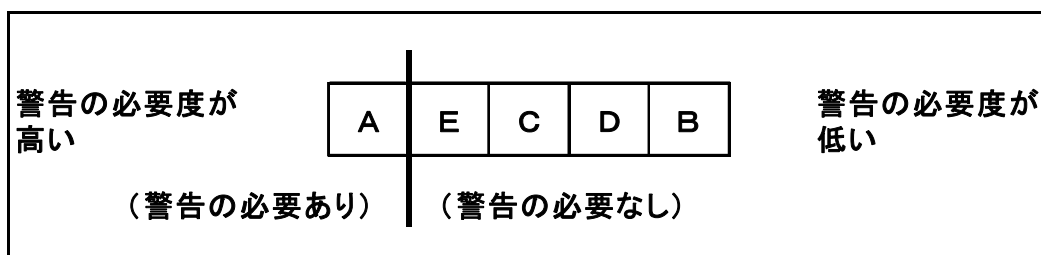
「ひも通しを商品として出荷した場合、誤った使い方をされない為の指示・警告をどこまでするか？」

- A : 鑑賞以外の目的に使用してはいけない。
- B : 必ず20歳以上の大人の監視のもとで使用して下さい。
- C : 30cm以下のひもを通す以外に使用してはいけない。
- D : 6歳以下の子供1人で使用してはいけない。
- E : ひもを通す以外に使用してはいけない。

#### 1 パターン目 (10人中8人が同じ解答)



#### 2 パターン目 (10人中2人が同じ解答)



2通りの結果を見ると、必要度の高い方から低い方への順番は全く同じで、指導者が予想したとおりの順序となった。しかし、指示・警告の必要ありなしの境界線についてはEとCの間に来るという指導者の予想に対して、8人がEとCの間、2人がAとEの間という結果となった。考察してみると「8人は起こりうるケガや事故に対してやや慎重な判断をするグループ」、「2人は起こりうるケガや事故を考慮しつつも商品を多様な使い方をしてもらうことで活かしたいグループ」に分かれたものと考えている。

顧客にケガや事故による不利益を与えてはいけないこと。また、指示・警告が行き過ぎて商品（玩具）として本来の存在価値を損なわないことの両立が求められる中で、線引きでは迷いや葛藤があったようだ。しかし、10人全員が「製造者として果たすべき責任は難しく、しかも重大だ」と感じてくれたので、技術者としての倫理観を以前よりも醸成することができたと思っています。

#### ◎製造物責任法（PL法）について

- ・製造物責任法（PL法）を聞いたことがあったか？ （Y e s → 1 / 1 0 人）
- ・製造物責任法（PL法）の内容を知っていたか？ （Y e s → 1 / 1 人）
- ・今回の学習で製造物責任法（PL法）の内容を知ることができたか？  
（Y e s → 7 / 9 人）

今回の学習を通して、製造物責任法（PL法）についても理解してもらえたと感じています。更に今後の授業でPL法は、単に製造物の欠陥により既に被害を被った人々を救済するばかりではなく、将来的に公衆への危害を抑止し、技術者が広く公衆の福利に貢献することも目指していることを教示して行きたいと思っています。

（おわり）